

業会計補正予算案を三つに分けて説明を申しあげます。
 今回の補正の内容をいましては、先ほど一般会計におきまして議決を賜りました区画整理会計の繰入金一千万円、これにもつきます多た区画整理事業の委託料一千万円、その他関係各予算におきまして先ほど来ご説明を申しあげております給与改訂による人件費の補正が主な内容でございます。
 今回補正しようとする金額は一千万円でございます。予算規模は合計一億九千六百五十八万円と定めようとするものでございしますが、まずお入金をございしますが、繰入金是一般会計からの繰入金でございが一千万円を補正いたしまして合計六千万円と定めようとするものでございします。

次に支出をございしますが、まず総務費におきましては担当職員の人件費四十一万四千円を補正いたしまして合計四百六十五万七千円と定めようとするものでございします。

事業費におきましては多た区画整理事業費に一千万円のうち一千万円が多た区画整理事業の公社の事業

委託料をございします。

三万円は令議賜をございします。

予備費から不足いたします財源四十四万四千円を補正いたしまして合計一千万円を追加補正しようとするものでございします。したがります予算規模は補正後の額が一億八千六百五十八万円、今回の補正が一千万円、合計一億九千六百五十八万円となります。

大変簡単でございますが、以上で議案の説明にかえさせていただきます。よろしく審議のうえに決定賜りますようお願いを申しあげまして説明を終ります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。これより本案に付する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案第五号は委員会付託および討論を省略し、原案とあり決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 諸君、議案第百五号は原案とあり可決いたしました。 よって議案第百五

○議長（末次性男君） 日程第八議案第百六号昭和四十六年度福生市と高場会計補正予算第一号を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたさせます。

（須原議事係長朗読）省略

○議長（末次性男君） 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。 経済課長

中村浩君

（経済課長 中村浩君登壇）

○経済課長（中村浩君） 議案第百六号昭和四十六年度福生市と高場会計補正予算第一号につき、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正第一号はただし朗読があり、たとあり二百四十八万九千四百をそのれ加え、すして、 才八才六合計二千九百五

十五万三千四百とし、すするものとさせていただきます。 内容は才出におきまして給与改訂にもなる人件費を一般会計からの繰入金で賄おうとするものでございます。

本来ですとこの時点では経常全体の補正予算を編成するわけではございませんが、 本年冬は廃止問題等からみずして、一月、二月、三月の使用料等も不確定です。このための予算の補正については最終で処理をさせていただきます。 と思っております。 ようござん承を願いたいと思っております。

なお廃止の問題につき、すしては紆余曲折をたどり、すしたけいとも、 議員各位の特宣を得、すしたアドバイスをいただき、まして、 とうやら円満裡に終局をむかえつつあります。 ことを厚くお礼を申しあげ、る次第でございます。 廃止時点までよろしく指導のほどお願い申し上げます。

それでは、才入につき、すして、 一般会計からの繰入金百万円と繰越金で確定分百五十八万九千二百三十三円の、 分の百四十八万九千四百の補正でございます。

それからオホにおきましては、総務費が二百二十四万六千円、これは給与改訂の分でござります。さらに予備費で残額二十四万七千円を繰り入れまして、オホオホそれ二万九百五十五万三千円にしようとするものでござります。

大変簡単でござります。以上で補正一号の説明にかえさせていただきます。よろしく審議のうえご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

こゝより本案に対する質疑を行ないます。

○三十一番（岩田 博君） 給与費明細書中死亡賜金二十五万四千円はたいが死亡したものでござりますか。

○経済課長（中村浩君） 先般と場の作業員であります。市村という取員が死亡したものでござります。

○十番（松山 清君） 退職手当組合特別負担金七十五万二千円で「特別」というのはどういうものか。

○経済課長（中村浩君） 現在と場取員の進退につきまして取員

の希望をとおしておりますが、さううちをやめたいという希望者がおります。これを勧奨退職者扱いとして特別扱いとしております。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑は終了しました。

おかけいたします。

議案第六号は委員会付託および討論を省略し、原案とあり決するに、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第六号は原案とあり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第九議案第七号昭和四十六年度福生市水道事業会計補正予算案を二号を議題としいたします。

（須崎議長朗読） 省略

○議長（末次性男君） 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明をお願いします。

水道課長

上野重勝君

（水道課長上野重勝君登壇）

○水道課長（上野重勝君）

〃指名をいたいただきましたので議案オ七

号について提案理由の説明を申しあげます。

かぜを引いておりましてお聞きづらい点はお容謝願いたいと思

います。

一ページのオ二条の業務の予定量を次のとおり定めるわけでござ

ります。これはオ四期の拡張事業費を七十一万七千円増額して

総額一億七百四十四万一千円としようとするものでござりまして収益

的収入及び支出でござります。事業収益において百七十三万

六千円追加いたしますして一億六千六十八万二千円としようとするも

の、内容は農業収益において三十一万六千円の減額、農業

外収益におきまして二百四万二千円の増額、相殺いたしますして

百七十三万六千円の増額でござります。この内容についてまして

はのちほど説明を申しあげます。

支出におきましては補正予定額が二百八十八万五千円、内容は

農業費用におきまして百六十八万五千円、農業外費用にお

きまして百二十万円の、合せまして二百八十八万五千円ということ

でござります。

二ページのオ四条にござりまして資本的収支関係の説明でござ

ります。各文はのちほど説明するとして、その下の

収入について申しあげます。オ一款におきまして資本的

収入で三百七十四万四千円の増でござります。これは今回水

道用地として包含しておりましてオ三淨水場の道路をへた

た反対側の二百二十三坪を一般会計に土地開発基金で買収を

していただく、一般会計に所管がえをしようとする考え方で、

その収入を計上したものでござりまして、若干その内容を

申しあげますと、移管する総金額は四百五十八万六千円

でござります。現在の資産価格が三百七十四万四千円を計上

してありますので、この金額を資本的収入として計上いたし

ます。その以外の八十四万二千円は主として雑収益に計上

してあります。合せまして資本的収入の総計が八千九百六十
四万四千円とすることがあります。

次に支出でござりますが、資本的支出におきまして七十二万
七千円の増額でござりますが、これは給与改定にともなう増額
でござります。そういたしますと資本的収入と支出の差が
支出の方が三千二百六十九万八千四百多のわけでござります。

したがってこの補填財源として損益勘定留保資金から
二千六百十一万円、建設改良積入金で六百五十八万八千円で補
こんで収支を合せようとするものでござります。

第五条におきましては議会の議決を経なければ流用できな
い経費として職員給与と指定してござりますが、これが
給与改定によりまして金額が変更になりましたので計上した
わけでござりますが、その金額が五千百五十七万八千四百という数字
でござります。

次に四ページ以下の予算の内容について説明を申しあげま
す。

まず収益的収入及び支出におきまして、収入では水道事業

収が百七十三万六千円の増額でござりますが、その内訳けとしま

しては営業収益におきまして三十一万六千円の減収、これは生

活保護世帯の水道料を減免してあります。この減免相当

分として一般会計から水道会計に繰り入れにうつすまいりま

すが、その生活保護世帯が減少したことにもなっています。減

額となつたわけでござります。営業外収益におきまして二百四

万二千円の増収でござりますが、これは受託工事収益におきまし

て百三十万円、雑収益におきまして八十四万二千円の増額で

ござります。受託工事収益につきましてはこれは主として

道路工事等にもなっています。水道管を移設しなければなら

ないわけでござりますが、この費用につきましては一般会計

から補填していただく経費でござります。その内容は先

ほど一般会計で説明がござりましたが、番田坂の改修にともな

います水道管移設が七十万円、それから防犯道路の改修

にともないます水道管移設費として三十万円、その他二十万円

合せまして百三十四万円の増収を計上いたしましたが、
配水及び給水費におきまして二百五十四万円の増額は給水
改訂によります。人件費の増額はシヤレます。受託工事
費におきまして十四万九千円の減額をシヤレますが修繕の委
託の費用が二十万円の減額になりしたか、そのかわり給水改訂
にともない給水費の増額が三万四千円シヤレまして、相殺いたし
まして十四万九千円の減額ということにシヤレます。業務費
におきまして八十三万円の増額をシヤレますが、これは給水改訂
にともなうための人件費の増、総係費におきまして六万円
これも給水改訂にともないます増額をシヤレます。
営業外費用としたしして百三十四万を計上いたしましたが、
これは収益における受託工事収益を百三十四万円収入になら
せてあります。これに相当する工事費をシヤレまして、番田坂
七十四万、防犯道路関係三十万、その他二十万ということ
にシヤレます。
次に資本的収入及び支出にすぎりして、収入におきま
して三百七十四万四千円の増収をシヤレますが、これは土地を

合せまして百三十四万円の増収を計上いたしましたが、
配水及び給水費におきまして二百五十四万円の増額は給水
改訂によります。人件費の増額はシヤレます。受託工事
費におきまして十四万九千円の減額をシヤレますが修繕の委
託の費用が二十万円の減額になりしたか、そのかわり給水改訂
にともない給水費の増額が三万四千円シヤレまして、相殺いたし
まして十四万九千円の減額ということにシヤレます。業務費
におきまして八十三万円の増額をシヤレますが、これは給水改訂
にともなうための人件費の増、総係費におきまして六万円
これも給水改訂にともないます増額をシヤレます。
営業外費用としたしして百三十四万を計上いたしましたが、
これは収益における受託工事収益を百三十四万円収入になら
せてあります。これに相当する工事費をシヤレまして、番田坂
七十四万、防犯道路関係三十万、その他二十万ということ
にシヤレます。
次に資本的収入及び支出にすぎりして、収入におきま
して三百七十四万四千円の増収をシヤレますが、これは土地を

般会計に移管かえしたために入ってくるものでござります。支出におきまして七十一万七千円をござります。これは給与改訂にともなう人件費の増額分をござります。以上はなほ簡単でござりますが提案理由の説明といたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終りました。こゝより本案に對する質疑を行ないます。

○一番の員井喜代次君 本水道会計について二点はかり質問いたします。

まず、第四条についてござりますが、ご承知のように一般会計の予算は現金主義に對して企業会計は発生主義である、したがってこの予算には現金収入も見込まれるものも計上してゐると思ひますが、資本的支出額、いわゆる建設改良費と企業債の元金償還金、これが資本的支出額にならうかと思ひますが、これに對して資本的収入額が企業債だけで、あるいは補助金がある場合は補助金

等において足りないところは補てん財源、いわゆる支出額に対する不足額ということであらうと思ひますが、不足する額を当年受益勘定留保資金二千六百十二万円を補てんするということの予算であるか、これが残り財源はどのくらいあるのか。

前回補正一号の予算で私が質問したことに対して有形固定資産の減価償却費は四十三年で金額とりくずしたという説明でありましたか、そこでは資産を減耗費とみな用品売却等はあるのか、また建設改良積立金は四十五年度の決算で七千七十一万七千四百円とござります。これは前回の補正の九百六十一万五千円補てんしてござります。また当初予算で八百十九万三千円、今回で六百五十四万八千四百円、合計が二千四百三十九万六千四百円が補てんされてござります。したがって四十五年度から決算額から現在までの補てんされた残りの財源は六百三十三万一千四百円ほどにござります。この点は間違いないものか、ということをお聞きいたします。

以上が四条の質問ですが、次に資本的収入のうちの固定

資産の売却代金について、償還申しあけます。当初この問題に対しては、前回の定例会におきまして水道財産の水道事業そのものに使っていない財産は、一元化の問題も出ておりますので、他の会計に——ということと要望いたしましたが、それに對してさういふ措置をとっていたことは感謝申しあけられます。この中で私が償還申しあけたことは、企業会計における水道財産を一般会計に譲渡あるいは売却する場合に、自治法に定められてゐる九十九条の議決事件と、同じ自治法の二百三十七条の財産の管理及び処分を取り扱ひをする必要がないかどうか、ないとするならばその理由をお願ひしたいと思います。また同法により適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないとしてゐるが、この坪当り一万六千八百六十円が適正な対価として予算計上された根拠を説明願ひたい。これは売買実例がこうだとか、土地評価鑑定がどうであるとかあるいは周辺の地価がどうなつてゐるとかということによつて定められたと思ひますけれども、自治法の九十九条の六項には、

財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払手段として使用しまたは適正な対価なくしてはこれを譲渡または貸し付けることはできないと、明らかに適正な対価なくして——という明文がありますので、この一万六千八百六十円が適正な対価であるかどうか、適正な対価として計上されたと思ひますが、その根拠を説明していただきたい。先ほどの一般会計補正予算の中に本件についてのお金は予算が計上されていざかつたが、これが財源の支払ひ方法等について説明願ひたいと思ひます。また一般会計の諸支出金の中で先ほど土地開発基金の三千万円であるが、土地開発基金から支払ふことは適正であるかどうか、基金から出すとするならばそれが適正なものであるかどうか、またそうすべきであったのかどうか、以上の点について説明を求めます。

○水道課長(上野重勝君)　まず一点の補正財源の關係についてですが、当年度損益勘定留保資金二千六百十一万円の内訳が、このうち、これは原価償却費が二千四百四十六万円、資産減耗費が百六十万円、不用品売却代金が五万円、合せて二千六百十一

負債というところになっております。したがって、この償還の資金を減耗費と不用品売却代金はどうかというところは、この中に含まれていくということになります。

それから建設改良積立金はどうかということになります。四十五年決算におきまして三千七百三十九万四千円の積立金がございまして、この指摘のように各予算ごとに建設改良積立金が記されておりますが、その金額はそれぞれ枝相殺した金額でございまして、したがって六百五十八万八千四百円と計上しておりますが、現在の九百六十一万五千円から相殺いたしますと六百五十八万八千四百円というものがおたけでございまして、合計額ではございせんがまだ二千四百百万円の建設改良積立金を留保しております。

オ三点は議決を必要とするかということになります。オ三点は企業法におきましてはオ三十三条だったと思っておりますが水道事業会計の主要な財産の取得あるいは処分については予算によって定めるとしております。予算に定める金額

の範囲は二千百万円以上もしくは土地については五千平方メートル以上としております。したがって企業会計の場合は予算で議決をしておいたければよろしいということになります。しかもその金額は二千百万円以上、土地は五千平方メートル以上ということですが、以下については予算として計上しなくてもよろしいということになっておりますが、なお明確化するために今回計上しております。

次に適正な対価であるかどうかということになります。これは適切な指摘でございします。またあつた問題でございしますが、将来水道の一元化という問題も一般償還にございしたようにその点も十分検討いたしまして、しかもこれははっきり説明ができる内容ということでの価格を決めたわけでございします。その内容につきましては取得価格の金額に利息相当分を複利計算をいたしたためのもを加算し、大体二百万円ぐらいになると思いますが、この金額で計上したわけでございします。なおこの計上する過程におきましては固定資産の評価額、それから財産の評価価格の問題さらに先行投資するための取得価格等いろいろ検討いたしました。

だが、この金額ならなるほどある程交高い金額でないということとは間違いない。しかし水道財産と特定な収入とすべきかあるものは一般財産として幅広く利用すべきかということも考慮いたしまして、資産価格を基準としてそのに適當なものを加えまして売り渡した場合におきとはある程交納得でやるのではなからうかと、いつことで売り渡した次で済ませよう。

なおこの取得について一般会計の予算計上がないとか、土地開発基金がどうということですが、この点は担当から説明いたします。

○企画調査室主幹（生子回利君） 水道課長の説明の最後の件ですが、基金をもって購入するという形で、ただし本来ならば用地というものは実際に代替え等に使用する場合には即予算化して当然使用することになると思ひますが、実際に移管問題等の関係もありましてとりあえず基金で購入いたしまして、後に使用目的にもつぎまして予算措置し、建設課関係に使うかあるいは農林水産等の行政目的によつて予算化したいということ。

ことで、つぎのほうの問題がシヤいますので来年度の当初予算におきましてはつぎの使用をいたしまして予算化した方がよとの関連も出てまいりますので、なるべく早くということとありあらず基金で購入したいわけがシヤいます。なお現在基金の目的としてはつぎのまだ公共用地として使用しますけれども、これを何に使用するか決つておりませんけれども、一応そういうことで基金の目的としては公共用地に使うということにシヤいます。

○一番（貫井喜代次君） ただいま説明を受けましたけれども、まず適正な対価であるかどうかという問題に対して、予算でみるわけにように二百二十坪、約七百四十三、一二平方メートル、平方メートル当り五千四百坪、坪当りにして一万六千八百六十坪とあるかと思ひますが、これがはたして土地そのものが、私が聞いた範囲では倍かには、もし適正な対価としてみるならばこの三倍から四倍あるいは五倍もするのではないかと考えますが、しかし企業会計から一般会計にという同じ市の中の売買ということならばそれを納得でやります。つぎのほうにシヤいます。法に定められてる